

○総務省訓令第 49 号

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 7 年 7 月 30 日

総務大臣 村上 誠一郎

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令

電波法関係審査基準（平成 13 年総務省訓令第 67 号）の一部を次のように改正する。

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
（外国の無線局の運用の許可） 第18条 <u>法第103条の7</u>の規定による外国の無線局の運用の許可の申請書を受理したときは、次の各号に適合しているかどうかを審査し、適合していると認めるときは、受理する。 〔(1)～(3) 略〕 （検査等事業者（点検の事業のみを行う者を除く。）の登録及び登録の更新） 第31条 登録検査等規則第2条第1項の申請書及び同条第2項の業務実施方法書を受理したときは、法第24条の2第4項及び第5項（<u>法第24条の3第2項</u>において準用する場合を含む。）の規定に基づき、その申請が次に掲げる条件に適合しているかどうかを審査し、適合しているときは、登録又はその更新をする。 〔(1) 略〕 (2) 業務実施方法書に記載される事項については、次のアからケまでに適合しているものであること。 〔ア～ケ 略〕 ケ 検査又は点検の業務に関する帳簿その他の書類の管理に関する事項については、次の書類の管理が適正に定められていること。 〔（ア） 略〕 〔削除〕 <u>（イ）～（オ）</u> 〔略〕 〔(3) 略〕 （検査等事業者（点検の事業のみを行う者に限る。）の登録） 第32条 業務実施方法書等を受理したときは、法第24条の2第4項及び第5項（<u>法第24条の12第2項</u>において準用する場合を含む。）の規定に基づき、その申請が次の各号に適合しているかどうかを審査し、適合しているときは、登録する。 (1) 申請書については、次に掲げる条件に適合しているものであること。 ア 申請者の住所又は点検の業務を行う事務所の所在地を管轄する総合通信局長（<u>法第24条の12第1項</u>の登録においては、関東総合通信局長とする。以下この条において同じ。）に提出	（外国の無線局の運用の許可） 第 18 条 <u>法第 103 の 6</u>の規定による外国の無線局の運用の許可の申請書を受理したときは、次の各号に適合しているかどうかを審査し、適合していると認めるときは、受理する。 〔(1)～(3) 同左〕 （検査等事業者（点検の事業のみを行う者を除く。）の登録及び登録の更新） 第 31 条 登録検査等規則第2条第1項の申請書及び同条第2項の業務実施方法書を受理したときは、法第24条の2第4項及び第5項（<u>法第24条の2の2第2項</u>において準用する場合を含む。）の規定に基づき、その申請が次に掲げる条件に適合しているかどうかを審査し、適合しているときは、登録又はその更新をする。 〔(1) 同左〕 (2) 〔同左〕 〔ア～ケ 同左〕 ケ 〔同左〕 〔（ア） 同左〕 <u>（イ） 登録証</u> <u>（ウ）～（カ）</u> 〔同左〕 〔(3) 同左〕 （検査等事業者（点検の事業のみを行う者に限る。）の登録） 第32条 業務実施方法書等を受理したときは、法第24条の2第4項及び第5項（<u>法第24条の13第2項</u>において準用する場合を含む。）の規定に基づき、その申請が次の各号に適合しているかどうかを審査し、適合しているときは、登録する。 (1) 〔同左〕 ア 申請者の住所又は点検の業務を行う事務所の所在地を管轄する総合通信局長（<u>法第24条の13第1項</u>の登録においては、関東総合通信局長とする。以下この条において同じ。）に提出

されていること。

[イ 略]

(2) 業務実施方法書に記載される事項については、次のアからクまでに適合しているものであること。

[ア～キ 略]

ク 点検の業務に関する帳簿その他の書類の管理に関する事項については、次の書類の管理が適正に定められていること。

[(ア) 略]

[削除]

(イ) ～ (オ) [略]

[(3) 略]

別紙 3 無線従事者関係審査基準

[1 ～ 3 略]

4 無線従事者認定講習課程

[略]

[別表 4 (1) 略]

別表 4 ー(2) (4 の(1)関係)

[1 略]

2 試験科目 (法規) の内容

出題項目及び内容等の分類			認定講習の 該当資格			
試験内容	試験内容の要旨	出題内容及び方法 (注 1)	第 二 級 合 無 線 通 信 士	第 三 級 海 上 無 線 通 信 士	第 四 級 海 上 無 線 通 信 士	
電波法及びこれに基づく命令 (船舶安全法及び電気通信事 業法並びにこれらに基づく命	目的、無線局の 免許	無線局の開設、免許の有効期間、免許 記録記録事項等、免許の承継、免許の特 例等及び無線局の廃止	[略]			

されていること。

[イ 同左]

(2) [同左]

[ア～キ 同左]

ク [同左]

[(ア) 同左]

(イ) 登録証

(ウ) ～ (カ) [同左]

[(3) 同左]

別紙 3 無線従事者関係審査基準

[1 ～ 3 同左]

4 無線従事者認定講習課程

[同左]

[別表 4 ー(1) 同左]

別表 4 ー(2) (4 の(1)関係)

[1 同左]

2 試験科目 (法規) の内容

出題項目及び内容等の分類			認定講習の 該当資格			
試験内容	試験内容の要旨	出題内容及び方法 (注 1)	第 二 級 合 無 線 通 信 士	第 三 級 海 上 無 線 通 信 士	第 四 級 海 上 無 線 通 信 士	
電波法及びこれに基づく命令 (船舶安全法及び電気通信事 業法並びにこれらに基づく命	目的、無線局の 免許	無線局の開設、免許の有効期間、免許 記載事項等、免許の承継、免許の特 例等及び無線局の廃止	[同左]			

令の関係規定を含む。)	[略]	時計、無線業務日誌、 <u>免許記録</u> 、その他備付けを要する書類		
	業務書類			
	[略]			
[略]				
[注 略]				
[3～9 略]				

令の関係規定を含む。)	[同左]	時計、無線業務日誌、 <u>免許状及び証票</u> 、その他備付けを要する書類		
	業務書類			
	[同左]			
[同左]				
[注 同左]				
[3 ～ 9 同左]				

附 則

この訓令は、電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 27 号）の施行の日（令和 7 年 10 月 1 日）から施行する。